

第1章 地震に関する調査研究計画

1 計画の概要

震災対策を効果的に推進するため、国及び県が実施する地震及び震災に関する調査研究について定める。

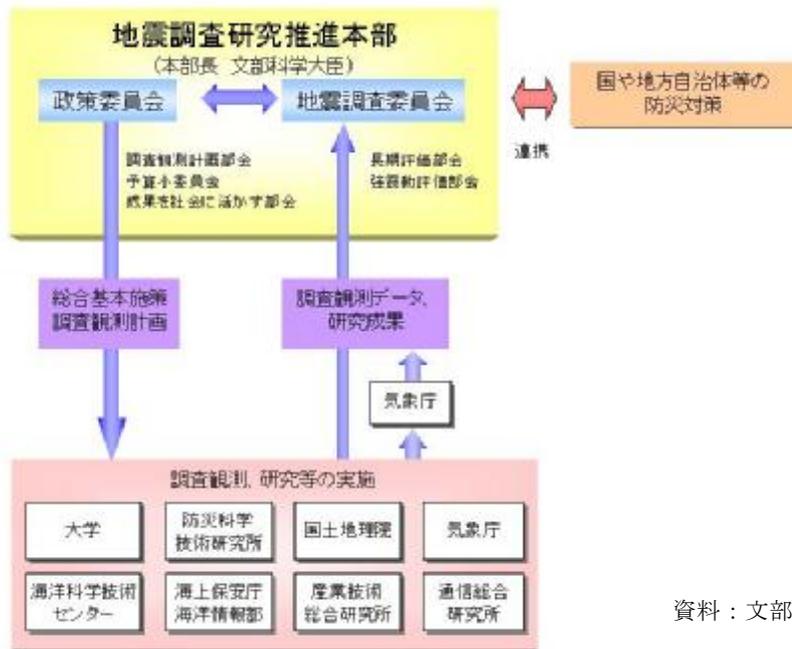
2 計画の体系

項目	概要
1 国の推進体制	① 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制 ② 地震調査研究推進本部の役割 ③ 地震調査委員会による活断層及び海溝型地震の発生可能性の長期評価
2 県における調査研究	① 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施) ② 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施) ③ 山形県活断層調査(平成9～13年度実施) ④ 山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度実施) ⑤ 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

3 国の推進体制

阪神・淡路大震災を契機として、地震防災対策特別措置法が施行され、従来の地震予知研究体制について見直しが行われた。この結果、科学技術庁長官(現：文部科学大臣)を本部長として地震調査研究推進本部が設置され、調査研究体制が一元化された。

(1) 地震調査研究推進本部の組織及び推進体制



資料：文部科学省

(2) 地震調査研究推進本部の役割

- ア 総合的かつ基本的な施策の立案
- イ 関係行政機関の予算等の事務の調整
- ウ 総合的な調査観測計画の策定
- エ 関係行政機関、大学等の調査結果等の収集、整理、分析及び総合的な評価
- オ 評価に基づく広報

(3) 地震調査委員会による活断層及び海溝型地震の発生可能性の長期評価

地震調査委員会は、平成17年度までに全国の主要な98の断層帯や海溝型地震（9つ程度の海域に区分）の活動間隔、次の地震の発生可能性（場所、規模（マグニチュード）及び発生確率）を評価し公表した。

4 県における調査研究

県では、平成7年1月の阪神・淡路大震災を契機に、地震や震災に関する調査研究を継続的に実施してきており、その成果を震災対策に活用するとともに、関係機関に提供する。

(1) 山形県津波災害対策基礎調査(平成7年度実施)

庄内沖(山形県西方沖)の地震空白域において地震が発生した場合に想定される津波について、津波数値シミュレーション計算により、予測される津波高及び浸水域を明らかにし、沿岸の津波危険性を把握するとともに、防災関係機関が今後検討すべき課題や津波対策に反映させることを目的として実施した。

(2) 山形県地震対策基礎調査(平成8～9年度実施)

内陸型4ケース(村山・最上・置賜・庄内の各地域)及び海洋型1ケース(本県西方沖)を震源域とした大規模な地震が発生した場合の、それぞれの被害想定と、防災対策上の課題を明らかにするため実施した。

(3) 山形県活断層調査事業(平成9～13年度実施)

庄内平野東縁断層帯、新庄盆地断層帯及び山形盆地断層帯並びに長井盆地西縁断層帯を対象に、科学技術庁(現:文部科学省)の地震関係基礎調査交付金を活用して、活断層の分布・位置や活動状況等について調査研究を実施した。

(4) 山形盆地断層帯被害想定調査(平成14年度実施)

平成14年に国の地震調査委員会より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形盆地断層帯の被害想定調査を実施した。

(5) 長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯被害想定調査(平成17年度実施)

平成17年に国の地震調査委員会より「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、置賜地方においてマグニチュード7.7、庄内地方においてマグニチュード7.5の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、両断層帯の被害想定調査を実施した。

第2章 地震観測体制の整備計画

1 計画の概要

地震に関する研究の推進と地震発生時の迅速な初動態勢の構築に資するため、防災関係機関が整備する地震観測体制について定める。

2 計画の体系

項	目	概要
1	地震観測体制の現状	① 地震予知連絡会による観測地域の指定 ② 県内における関係機関の地震動観測
2	今後の整備計画等	① 震度情報ネットワークの整備

3 地震観測体制の現状

(1) 地震予知連絡会による観測地域の指定

地震予知に関する各観測機関の情報交換及び予知の総合的判断を行うために、昭和44年4月に地震予知連絡会(建設省(現:国土交通省)国土地理院長の私的諮問機関)が発足した。

地震予知連絡会は、地震予知に関する学術的情報及び意見交換を行っており、過去に大地震があった地域、活断層のある地域等の選定基準に基づき、全国で8地域の特定観測地域と2地域の観測強化地域を指定している。

ア 特定観測地域

特定観測地域は、次の4つの選択基準のうち、2以上を満たす地域について指定されている。

- (ア) 過去に大地震があつて、最近大地震が起きていない地域
- (イ) 活構造地域
- (ウ) 最近地殻活動の活発な地域
- (エ) 社会的に重要な地域

イ 観測強化地域

観測強化地域は、特定観測地域のうち、何らかの異常が発見されたため、更に観測を強化して異常を確かめる必要があるとして指定された地域をいう。

ウ 本県に係る指定状況

本県に関しては、昭和53年8月の第43回地震予知連絡会において、「この地域は、歴史時代にM(マグニチュード)7級の被害地震が発生している。最近地震活動が活発化しており、男鹿半島に北西上がりの地盤傾動がみられる。」との理由により、山形県西北部・秋田県西部が特定観測地域として指定されている。

(2) 県内における関係機関の地震動観測

ア 気象庁

気象庁は、地震発生時の震源及び規模の決定、各地の震度、津波発生の有無・規模の判定と来襲地域の予想及びマグニチュード3以上の地震に関する調査研究のため、県内12箇所に計測震度計等を設置して観測を行っており、防災関係機関に津波予報や地震情報を伝達するとともに、報道機関を通して広く住民に情報提供している。

さらに、気象庁は、地震災害の軽減を図るため、震源に近い観測点で得られた地震波から、震源や地震の規模、各地の震度や揺れの到達時刻を瞬時に推定し、大きな揺れが到達する前にお知らせすることを目指す「緊急地震速報」を、混乱なく利活用できる一部機関へ先行的な運用を開始した。なお、広く国民に対する情報提供に向けて関係機関と協力して取り組んでいる。

これを実現するために、鉄道総合技術研究所との共同研究の成果を取り入れた地震計を全国に整備するなど、緊急地震速報の提供体制の構築を行った。

イ 文部科学省

文部科学省は、地震観測の充実・強化を図るため、県内17箇所に強震計を設置し、防災科学技術研究所でデータを集約・解析して公表している。

さらに、地震調査研究推進本部（本部長：文部科学大臣）は、内陸地震の震源決定精度の向上、内陸深部におけるプレート境界型地震の発生メカニズム解明及び内陸地震における最大規模の推定に資するため、平成7年度から、全国15～20km間隔で高感度地震観測網を整備し、本県においては15箇所の整備がなされた。

ウ 国土交通省東北地方整備局

国土交通省東北地方整備局は、港湾構造物の耐震設計に資するため、酒田港に強震計を設置し計測している。計測データは独立行政法人港湾空港技術研究所で解析している。

エ 県

県は、阪神・淡路大震災を契機に、地震発生時に防災関係機関が迅速に対応できるよう、県内全市町村（42箇所）に計測震度計を設置し、県庁内に設置した送受信装置や消防庁の交信装置とネットワーク化したシステムを平成9年4月から稼働させた。

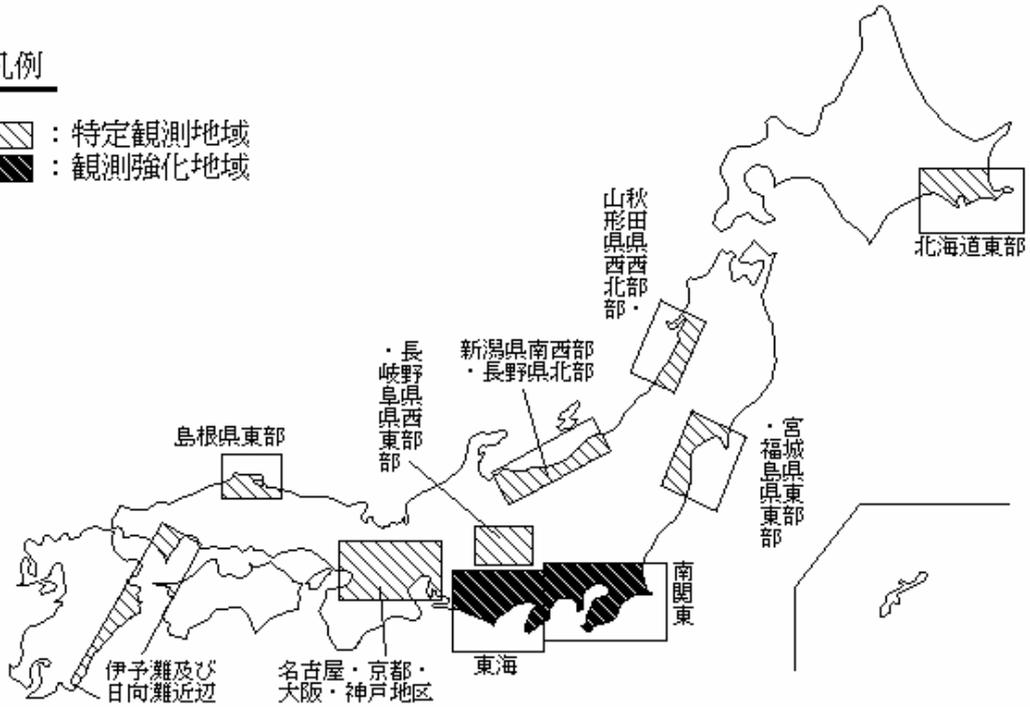
また、本システムの情報を気象庁が発表する震度情報に含めて発表している。

4 今後の整備計画等

県は、「次世代震度情報ネットワークのあり方検討委員会」（消防庁）の報告を踏まえ、非常用電源の整備や通信回線二重化等の震度情報ネットワークの機能・信頼性向上のため、整備計画を策定し、その事業を実施していく。

凡例

- ▨ : 特定観測地域
- : 観測強化地域



観測強化地域及び特定観測地域一覽図

第3章 防災知識の普及計画

1 計画の概要

県及び市町村等の防災関係機関等が、災害時応急対策の主体となる職員に行う防災教育及び地域住民に対する自主防災意識の普及・啓発について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災関係機関職員に対する防災教育	① 県及び市町村における防災教育 ② 防災関係機関における防災教育
2 一般住民に対する防災知識の普及	① 啓発内容 ② 啓発方法
3 学校教育における防災教育	① 児童生徒等に対する防災教育 ② 教職員に対する防災教育
4 防災上特に注意を要する施設における防災教育	① 監督機関の責務 ② 危険物等施設における防災教育 ③ 病院、福祉施設等における防災教育 ④ ホテル、旅館等における防災教育 ⑤ 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

3 防災関係機関職員に対する防災教育

防災関係機関職員に対し、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、防災教育の普及徹底を図る。

(1) 県及び市町村における防災教育

災害発生時に応急対策の主体となる県及び市町村職員は、防災教育を通して、防災に関する知識と適切な判断力を養うことが求められる。

ア 県における防災教育

県及び県警察本部は、毎年度当初所属ごとに、職員に対し防災に関する計画の内容、所管防災業務における個人の具体的役割と行動、応急対策行動マニュアル等について周知徹底を図る。また、国等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

イ 市町村における防災教育

市町村は、毎年度当初職員に対し、防災関係法令、関係条例、市町村防災計画及び震災時の所管防災業務における個人の具体的役割や行動等について周知徹底するとともに、行動マニュアル等を作成し、災害発生時に備える。また、国、県等が実施する研修会等に防災関係職員を参加させるとともに、研修会等の開催に努める。

(2) 防災関係機関における防災教育

防災関係機関は、それぞれが定める防災に関する計画に基づいて防災教育を実施する他、県及び市町村が実施する防災訓練や研修会等に積極的に参加する。

4 一般住民に対する防災知識の普及

大規模な地震が発生した場合には、すべての応急対策について行政が対応することが困難であり、住民自らの自主防災意識と行動が重要となることから、県及び市町村は、防災訓練や啓発活動等を通して一般住民に防災知識の普及を図る。

また、地域における多様な主体の関わりの中で防災教育の普及を図る。

(1) 啓発内容

地震災害に備えた普段の心得や地震発生時の心得として、次の事項について啓発を行う。

ア 地震発生前の準備等についての啓発事項

- (ア) 住宅の耐震診断、家具等の転倒防止対策
- (イ) 非常持出品の準備
- (ウ) 2～3日分の食料・飲料水の備蓄
- (エ) 地震体験車や県防災学習館等による地震の疑似体験

イ 地震発生後の行動等についての啓発事項

- (ア) 津波発生時の行動
- (イ) 自動車運転時の行動
- (ウ) 地震発生時に危険になる箇所を踏まえた行動
- (エ) 避難場所、避難路
- (オ) 応急救護の方法
- (カ) 通信系等の適切な利用方法（災害伝言ダイヤル、災害用伝言板等の活用）
- (キ) 高齢者、障がい者等の災害時要援護者への配慮
- (ク) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(2) 啓発方法

県及び市町村は、パンフレット、リーフレット、ポスター等の配布や防災ビデオ、地震体験車の貸し出し、ホームページ及び報道機関による広報を活用して、防災知識の啓発活動を行う。

また、地域における自主防災組織、町内会、各種団体、ボランティア等の活動を通じて普及啓発活動の展開を図る。

5 学校教育における防災教育

(1) 児童生徒等に関する防災教育

県及び市町村は、児童生徒等の発達段階に応じ、災害発生時に起こる危険や災害時の対応等について理解させ、安全な行動をとれるよう次の事項に留意して教育する。また、県は、私立学校に対してもこれに準じて教育を行うよう指導する。

ア 児童・生徒の発達段階や学校種別、学校の立地条件等によって指導内容や指導方法を具体的に考え実施すること。

イ 児童・生徒の発達段階に沿って、副読本、ビデオ等の教材を活用し指導すること。

ウ 自然生活体験学習、福祉体験学習及びボランティア体験学習の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」、「助け合う心」や「生きるたくましさ、勇気」等について指導すること。

(2) 教職員に対する防災教育

ア 県・市町村教育委員会は、初任者研修、経験者研修等において、防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動等に関する研修を行う。

イ 校長は、教職員各人の任務、防災関連設備の定期点検及び応急措置等に関する校内研修を行う。

6 防災対策上特に注意を要する施設における防災教育

(1) 監督機関の責務

防災対策上特に注意を要する危険物等施設、病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等、不特定多数の者が利用する施設の監督機関は、防火管理者及び危険物保安統括管理者等、当該施設の管理者に対し、技能講習も含む講習会の開催、災害時における行動基準等必要事項を盛り込んだ防災指導書やパンフレットの配布及び現地指導等により防災教育を実施し、その資質向上を図るとともに、特に災害発災時における行動力、指導力を養う。また、緊急時に対処できる自衛防災体制を確立するよう指導する。

(2) 危険物等施設における防災教育

災害発生時に、周辺住民等に広く危険を及ぼす可能性のある施設（危険物、火薬類、高圧ガス、その他の発火性又は引火性物品並びに毒物、劇物等の危険物品の保安管理施設）の施設管理者は、災害時の応急対策について職員に周知、徹底するとともに、施設の特性をチラシ等により周辺住民に周知する。

(3) 病院、福祉施設等における防災教育

病院や福祉施設は、災害時に自力で避難することが困難な病人、けが人、高齢者及び障がい者等災害時要援護者が多数利用しているため、施設の管理者は、平常時から災害時要援護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練を実施する等十分な防災教育を行う。また、防災関係機関や付近住民から避難時の協力が得られるよう連携の強化に努める。

(4) ホテル、旅館等における防災教育

ホテルや旅館においては、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備の適切な使用、避難誘導及び救出・救護等に重点をおいた教育を実施する。また、宿泊客に対しても避難路を明示する等災害時の対応方法を周知徹底する。

(5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

大規模小売店舗及びレクリエーション施設等不特定多数の者が利用する施設の管理者は、災害時の情報伝達や避難誘導のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速かつ的確に実施できるよう職員に対する防災教育を行うとともに、利用者が迅速な避難行動がとれるよう避難経路等の表示を行う。

第4章 地域防災力強化計画

1 計画の概要

災害発生時においては、公的機関による防災活動（公助）のみならず、地域住民及び企業（事業所）等による自発的かつ組織的な防災活動（共助）が極めて重要であることから、地域、施設、企業（事業所）等における自主的な防災組織の育成・整備など地域防災力の強化方策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 自主防災組織の育成	① 育成の主体 ② 育成の方針 ③ 自主防災組織の規模 ④ 育成強化対策 ⑤ 自主防災組織の活動内容 ⑥ その他
2 企業（事業所）等における防災の促進	① 事業所等における自衛消防組織の育成 ② 企業防災の促進

3 自主防災組織の育成

(1) 育成の主体

市町村は、法第5条第2項の規定により、自主防災組織の育成主体として位置づけられていることから、自治会、町内会等に対する指導・助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。

県は、自主防災組織の組織化及び組織活性化を支援するため、市町村の行う自主防災組織の育成整備活動及び自主防災組織の活動状況等を把握するとともに、市町村に対して指導・助言を行う。また、自主防災組織の活動において中核的存在となる人材(以下「自主防災リーダー」という。)の育成を支援するため、自主防災リーダー研修会等を実施する。

防災関係機関は、市町村が行う自主防災組織の育成整備活動への協力を努める。

(2) 育成の方針

市町村は、「山形県自主防災組織整備推進要綱」(昭和54年3月23日山形県防災会議決定)に基づき、既存の自治会、町内会等の自治組織を自主防災組織として育成する。

その際には、特に、災害危険度の高い、次のような地域に重点を置き推進を図る。

- ア 人口の密集している地域
- イ 高齢者等いわゆる災害時要援護者の人口比率が高い地域
- ウ 木造家屋の集中している市街地等
- エ 土砂災害危険地域
- オ 雪崩発生危険箇所の多い地域
- カ 消防水利、道路事情等により、消防活動等の困難な地域
- キ 豪雪時に交通障害、通信障害が予想される地域
- ク 過去において災害により甚大な被害を受けた地域

(3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、住民が最も効果的な防災活動が行える地域を単位とし、次の事項に留意して育成を図る。

- ア 市街地における街区単位、住宅地における自治会・町内会単位、あるいは山間部・農村部における集落単位等、住民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 同一の避難所の区域あるいは小学校の学区等、住民の日常生活にとって、基礎的な地域として一体性を有するものであること。

(4) 育成強化対策

ア 市町村は、自主防災組織の育成計画を作成し、自主防災組織に対する住民の意識の高揚を図るとともに、次の点に留意して、育成・指導を行う。

(ア) 編成の基準

自主防災組織がその機能を十分に発揮できるよう、あらかじめ組織の編成を定める。

a 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

b 編成上の留意事項

- (a) 女性の参画と昼夜間の活動に支障がないような組織編成の検討
- (b) 水防活動やがけ崩れの巡視等、地域の実情に応じた対応
- (c) 事業所等における自衛消防組織等や従業員の参加
- (d) 地域的偏りの防止と専門家や経験者（消防団OB等）の活用

(イ) 規約の策定

自主防災組織の運営に必要な基本的事項について規約を定め、明確にしておく。

(ウ) 活動計画の作成

自主防災組織の活動計画を定める。

- a 自主防災組織の編成と任務分担に関すること(役割の明確化)。
- b 防災知識の普及に関すること(普及事項、方法等)。
- c 防災訓練に関すること(訓練の種別、実施計画等)。
- d 情報の収集伝達に関すること(収集伝達方法等)。
- e 出火防止及び初期消火に関すること(消火方法、体制等)。
- f 救出及び救護に関すること(活動内容、消防機関等への連絡)。
- g 避難誘導及び避難生活に関すること(避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難地又は収容避難所の運営協力等)。
- h 給食及び給水に関すること(食料・飲料水の確保、炊き出し等)。
- i 防災資機材等の備蓄及び管理に関すること(調達計画、保管場所、管理方法等)。

イ 自主防災リーダーの育成

市町村は、次の事項に留意して、自主防災リーダーの育成に努める。

- (ア) 消防団の幹部等、他の防災組織の指導者と自主防災リーダーとの兼務は極力避けること。
- (イ) 組織の長だけでなく、長を補佐する複数のサブリーダーも同時に育成すること。
- (ウ) 自主防災リーダー自身が被災する、あるいは不在であること等も考慮に入れ、その職務を代行しうる者を育成すること。

ウ 訓練の充実

災害時における迅速かつ的確な防災行動力を身につけるには、防災訓練を繰り返し行うことが必要である。このため、自主防災組織にあつては、平素から初期消火訓練、応急救護訓練及び避難訓練等の各種訓練を行い、発災時の防災活動に必要な知識及び技術を習得するよう努める。

また、市町村は、自主防災組織が行う各種訓練を充実させるため、市町村の防災訓練に自主防災組織を参加させるとともに、平素から自主防災組織に対して積極的に訓練の技術指導を行う。

エ 防災資機材の整備等

市町村は、県が実施する「自主防災組織整備事業」、財団法人自治総合センターが実施する「自主防災組織育成助成事業」等を積極的に活用し、可搬式動力ポンプ、消火器、チェーンソー、エンジンカッター及び防水シート等の防災資機材を整備するとともに、地域防災活動の拠点(防災センター等)、消防水利(防火水槽等)及び広場(避難路、避難地等)等の整備を積極的に行うことにより、自主防災組織を活性化し、災害時に効果的な活動ができるよう努める。

オ 自主防災組織連絡協議会の設立

県及び市町村は、自主防災組織間の協調・交流を推進するため、自主防災組織連絡協議会の設置を促進する。

(5) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災に関する知識の普及
- (イ) 防災関係機関、隣接の自主防災組織等との連絡
- (ウ) 地域内における危険箇所(山崩れ、がけ崩れ、危険物施設及び延焼拡大危険地域等)の点検
- (エ) 地域内における消防水利(消火栓、小川、井戸等)の確認
- (オ) 家庭内における防火、防災等についての啓発活動
- (カ) 地域内における情報の収集・伝達体制の確立
- (キ) 避難地及び医療救護施設の確認
- (ク) 火気使用設備・器具等の点検
- (ケ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- (コ) 各種防災訓練(情報収集・伝達訓練、初期消火訓練、避難訓練、救出・救護訓練等)の実施等
- (ク) 在宅の災害時要援護者に関する情報の把握等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 地域住民の安否の確認
- (ウ) 負傷者の救出・救護活動の実施及びその協力
- (エ) 地域内における被害状況等の情報の収集・伝達
- (オ) 地域住民に対する避難勧告・指示の伝達
- (カ) 避難誘導活動の実施
- (キ) 災害時要援護者の避難活動への支援
- (ク) 避難生活の指導、収容避難所の運営への協力
- (ケ) 給食・給水活動及びその協力
- (コ) 救助物資等の配布及びその協力
- (ク) 他地域への応援等

(6) その他

自主防災組織は、次により、婦人防火クラブ、少年消防クラブ及び幼年消防クラブ等、他の民間防火組織と連携を図る。

ア 婦人防火クラブとの一体的な活動体制づくり

イ 少年消防クラブ等の育成強化への協力

4 企業（事業所）等における防災の促進

県及び市町村は、企業（事業所）等における自衛消防組織の整備促進及び事業継続計画（BCP）の策定促進を図るとともに、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。

(1) 事業所等における自衛消防組織の育成

① 育成の方針

次の施設を管理等する企業（事業所）等は、自衛消防組織の整備を推進する。

- ア 高層建築物、劇場、百貨店、旅館及び学校等、多数の者が出入し又は居住する施設
- イ 石油類、高圧ガス、火薬類及び毒劇物等を貯蔵し、又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所
- ウ 多数の従業員が勤務する事業所で、組織的に防災活動を行う必要がある施設

② 育成強化対策

ア 消防法に基づく指導

市町村は、多数の者が出入し、勤務し、又は居住する建築物並びに一定規模以上の危険物製造所等、消防法に基づき自衛消防組織の設置及び消防計画の作成が義務づけられている施設について、法令に基づき適正な措置が講じられるよう指導を徹底する。

また、消防計画に基づいて定期的に行われる初期消火、通報及び避難等の訓練が適切に実施されるよう、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

イ 自衛消防組織の整備推進に向けた理解の確保

市町村は、消防法の規定により自衛消防組織の設置が義務づけられていない施設についても、自衛消防組織の設置が推進されるよう、関係者の理解確保に努める。

また、これらの施設について自衛消防組織が設置された場合には、被害の発生と拡大を防止するための防災計画の策定並びに定期的な防災訓練の実施により自主防災体制の確立が図られるよう、関係者の理解確保に努める。さらに、訓練内容の指導及び消防技術の講習を行う。

③ 自衛消防組織の活動内容

自衛消防組織等の主な活動内容は次のとおりである。

ア 平常時の活動

- (ア) 防災要員の配備
- (イ) 消防用設備等の維持及び管理
- (ウ) 各種防災訓練の実施等

イ 災害発生時の活動

- (ア) 出火防止及び初期消火活動の実施
- (イ) 避難誘導活動の実施等

(2) 企業防災の促進

企業は、災害時における企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるとともに、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなどの防災活動の推進に努める。

県及び市町村は、企業における事業継続計画（BCP）の策定が促進されるよう普及啓発を図るとともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

第5章 災害ボランティア受入体制整備計画

1 計画の概要

大規模な災害が発生し、被災者に対する救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合等に、重要な役割を担うことが期待される災害ボランティアについて、県及び市町村等が実施する受入体制及び活動環境の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 一般ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備
2 専門ボランティア	① 意義 ② 活動分野 ③ 受入体制の整備

3 一般ボランティア

(1) 意義

一般ボランティアとは、被災者の生活支援を目的に、専門知識、技術等を必要としない自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

一般ボランティアの関与が効果的と考えられる主な活動分野は次のとおりである。

- ア 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援活動
- イ 救援物資、資機材等の配分・輸送
- ウ 軽易な応急・復旧作業
- エ 災害情報、生活情報等の収集・伝達
- オ 災害ボランティアの受け入れ事務

(3) 受入体制の整備

県、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部、NPO、ボランティア関係団体等は、「山形県災害支援ボランティアネットワーク運営連絡会」を中心に相互の連携を図り、山形県災害支援ボランティアネットワークの形成を推進するとともに、ボランティアの受入体制等を整備するため、山形県災害ボランティア活動支援指針に基づき次の取組みを行う。

- ア 山形県ボランティア支援本部の設置シミュレーションの実施
- イ 隣接県並びに全国の災害支援NPO、災害ボランティア団体等との広域交流を通じた災害支援ボランティアネットワークの構築
- ウ 災害ボランティア活動の調整を担う災害ボランティア・コーディネーター養成の推進
- エ 県内各地域における研修会、意見交換会等の開催による各地域間及び各市町村間の災害支援ボランティアネットワークの構築
- オ 災害ボランティア活動のうち、防災知識の普及・啓発や災害への備えの実践運動など、災害予防活動の促進
- カ 災害ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進

4 専門ボランティア

(1) 意義

専門ボランティアとは、通常は関係機関の要請に基づき、行政・企業・民間団体から派遣される専門知識、技術等を必要とする自主的な活動をいう。

(2) 活動分野

専門ボランティアの主な活動分野、内容等は次のとおりである。

区 分	活 動 内 容	必要な資格等
医療ボランティア	発災直後の医療活動や病院等における医療支援活動等	医師、歯科医師、薬剤師、看護師等
介護ボランティア	避難所等における要介護者への支援、一般ボランティアへの介護指導等	介護福祉士、寮母、ホームヘルパー等介護業務の経験者
手話通訳、要約筆記ボランティア	手話通訳、要約筆記による情報提供活動や要援護者の生活支援等	手話、要約筆記に堪能な者
外国語通訳ボランティア	外国語通訳による情報提供活動等	外国語に堪能な者
砂防ボランティア	土砂災害危険箇所の危険度の点検、判定等	土砂災害等の知識を有する者
水防協力団体(ボランティア)	水防活動に協力し、情報収集や普及啓発活動等	水防管理者が指定した団体
消防ボランティア	初期消火活動や救急救助活動その他避難誘導等の支援	消防業務の経験者
被災建築物応急危険度判定ボランティア	建物の倒壊、外壁等落下の危険度を調査し、建物使用の可否を判定等	被災建築物応急危険度判定士
宅地危険度判定ボランティア	住宅宅地の危険度を判定等	宅地危険度判定士
通信ボランティア	アマチュア無線等による被災地の情報収集、提供活動等	アマチュア無線技士
緊急点検、被害調査ボランティア	公共土木施設等の緊急点検や被害状況の調査	県との協定締結団体の登録会員
動物救護ボランティア	負傷動物及び飼い主不明動物等の救護	獣医師及び動物愛護等の知識を有するもの

(3) 受入体制の整備

県、市町村、社会福祉協議会、日本赤十字社山形県支部、NPO、ボランティア関係団体等は、相互の連携を図り、ボランティアの受入体制等を整備するため、次の取組みを行う。

ア ボランティア活動の広報・普及啓発

ボランティア活動に対する意識を高めるとともに、社会全体としてボランティア活動を行いやすい環境づくりを進めるため、広報・普及啓発を行う。

イ ボランティアの組織化(事前登録、協定締結等)

ボランティアの募集を積極的に行うとともに、ボランティアを希望する者の氏名、連絡先、希望活動内容等の事前登録や協定締結等の体制を整備する。

ウ ボランティアの養成(訓練、研修等)

ボランティア登録者等が、災害時に適切に行動できる知識、技術等を身につけてもらうため、ボランティア活動分野ごとの訓練や研修等を実施する。

エ ボランティア活動の安全性を確保するため、ボランティア保険の普及・啓発、加入促進を図る

第6章 防災訓練計画

1 計画の概要

災害発生時の防災活動を的確かつ円滑に実施するため、県、市町村、防災関係機関及び自主防災組織等が行う防災訓練について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 県の防災訓練	① 総合防災訓練 ② 緊急登庁訓練 ③ 県災害対策本部設置訓練 ④ 県災害対策本部運営訓練 ⑤ 広域応援訓練 ⑥ 非常通信訓練 ⑦ 津波防災訓練
2 市町村の防災訓練	
3 防災関係機関の防災訓練	
4 学校の防災訓練	
5 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練	
6 防災訓練の評価	

3 県の防災訓練

(1) 総合防災訓練

県は、県民の防災意識の高揚と防災活動の円滑化、防災関係機関の連携強化を図るため、市町村との共催により地域住民の参加と協力を得て総合防災訓練を実施する。なお、実地の対応力向上を図るため、訓練の実施方法や内容等について適宜見直していく。

ア 実施時期

原則として、毎年1回、防災の日（9月1日）を中心とした防災週間中（8月30日～9月5日）とする。

イ 実施場所

原則として、庄内・最北・村山・置賜ブロックを持ち回りで実施する。

ウ 訓練参加機関

県、市町村、防災関係機関、地域住民、自主防災組織等

エ 主な訓練項目

情報収集伝達訓練	自衛隊災害派遣訓練
広域応援派遣訓練	航空消防防災活動訓練

オ 訓練の方法

実動訓練とする。

(2) 緊急登庁訓練

県は、勤務時間外の大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動態勢を確立するため、防災関係職員が緊急登庁する訓練を実施する。

(3) 県災害対策本部設置訓練

県は、大規模災害発生時に、迅速かつ的確に初動態勢を確立するため、県災害対策本部を設置する訓練を実施する。

(4) 県災害対策本部運営訓練

県は、初動体制の検証・評価、職員の災害対応能力の向上及び防災意識の向上を図るため、県災害対策本部運営訓練を状況付与型図上訓練等により実施する。

(5) 広域応援訓練

県は、他の都道府県との応援協定に基づく広域応援を円滑に実施するため、広域合同訓練の実施を推進する。

(6) 非常通信訓練

市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時に防災関係機関相互の無線による通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上交信訓練を実施する。

(7) 津波防災訓練

県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、相互に協力して津波予報、避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を定期的実施する。

4 市町村の防災訓練

市町村は、地域における第一次の防災機関として災害対策活動の円滑を期するため、市町村総合防災訓練実施要綱に基づき以下の点に留意して県に準じた各種訓練を実施する。

- (1) 自主防災組織等をはじめとする地域住民及び災害時要援護者の参加に重点を置くこと。
- (2) 県及び防災関係機関との被害情報等の伝達、応援要請訓練を実施すること。
- (3) 海岸線を持つ市町にあっては津波の情報伝達、住民避難訓練等の津波防災訓練を実施すること。なお、津波情報伝達訓練には県の参加を求めること。
- (4) 無線通信訓練、自衛隊派遣要請訓練等には県の参加を求めること。
- (5) 総合的な防災訓練を年一回以上開催するように努めること。
- (6) 図上訓練やDIG等を実施するよう努めること。
- (7) 訓練項目

津波・気象予報伝達訓練	自主防災組織による初期対応訓練
非常招集訓練	避難誘導訓練
災害情報収集訓練	救出訓練
通信手段確保訓練	救急救護訓練
非常通信訓練	緊急道路確保訓練
災害対策本部設置訓練	災害対策本部運営訓練
消火訓練	自衛隊災害派遣訓練
給食給水訓練	防災ボランティア受け入れ訓練
救援物資輸送訓練	水防訓練

5 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、県や市町村が実施する総合防災訓練に積極的に参加するほか、それぞれが定めた計画に基づいて、防災体制の確立、被害情報の収集伝達及び応急措置等に関する訓練を実施する。

特に防災機関相互における被害情報等の伝達、応援要請、広報依頼等の訓練実施について留意する。

6 学校の防災訓練

学校管理者は、学校防災計画に基づき、冷静かつ迅速な行動が取れるよう、以下の点に留意して年1回以上防災訓練を実施する。

- (1) 授業中、昼休み等学校生活の様々な場面を想定すること。
- (2) 児童・生徒の避難誘導を実施すること。
- (3) 特に海岸線付近にある学校にあつては津波を考慮した避難訓練を実施すること。

7 防災対策上特に注意を要する施設における防災訓練

危険物等施設及び病院・福祉施設並びにホテルや大規模小売店舗等不特定多数の者が利用する施設等、防災対策上特に注意を要する施設の管理者等は、大地震が発生した場合の職員の対応等について定めた防災計画に基づき、施設利用者の避難誘導や初期消火等の訓練を実施する。

特に、病院・福祉施設には、病人、けが人、高齢者及び障がい者等の災害時要援護者が多数在所していることから、施設の管理者は、市町村及び消防等の防災関係機関との緊密な連携のもとに、情報伝達訓練を取り入れた訓練を実施する。

8 防災訓練の評価

県、市町村及び防災関係機関は、防災訓練の評価を集約し、以降の訓練の参考とする。

第7章 避難体制整備計画

1 計画の概要

地震による災害は、火災等の二次災害と相まって大規模かつ広域的になるおそれがあることから、地域住民等を安全な場所に計画的に避難させるために、主に市町村が実施する避難体制の整備について定める（津波に関する避難は「第8章 津波災害予防計画」において定める）。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 避難地等の指定と事前周知	① 避難地等の定義 ② 避難地等の指定 ③ 避難路の安全確保 ④ 避難地等及び避難方法の事前周知
2 避難勧告等発令判断基準の明確化	
3 避難地等に係る施設、設備、資機材等の整備	
4 災害時要援護者の避難支援計画	
5 防災上特に注意を要する施設の避難計画	① 多数の災害時要援護者が利用する施設 ② 不特定多数の者が利用する施設 ③ 地下空間を有する施設

3 避難地等の指定と事前周知

市町村は、震災による住家の倒壊等により地域住民が生活の本拠を失った場合又は避難が長期にわたる場合を考慮し、公園、緑地、グラウンド、体育館、公民館及び学校等の公共施設等を対象に、その管理者（設置者）の同意を得たうえで避難地（所）として指定し、市町村地域防災計画に定めておく。

(1) 避難地等の定義

ア 避難地

災害による危険から避難してきた住民等が、危険が去るまで又は収容避難所へ移動するまでの間、一時的に滞在するために利用する公園、緑地又は学校のグラウンド等の場所をいう。

イ 収容避難所

地震による家屋の倒壊、焼失等で被害を受けた者又は被害を受けるおそれのある者を学校、公民館等既存の建物内に収容し、保護する場所を収容避難所という。

(2) 避難地等の指定

市町村は避難地等の指定にあたっては、次の事項に留意する。

ア 地区別に指定し、どの地区の住民がどの場所に避難すべきか明確にするとともに、高齢者、乳幼児及び障がい者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること。

また、一旦避難した避難地等に更に危険が迫った場合に、他の避難地等への移動が容易に行えることや、救急搬送及び物資輸送体制（救援・輸送用のヘリコプター離着陸等）等を考慮した避難圏域を設定すること。

イ 発生が想定される避難者をすべて収容できる面積を確保すること。また、海水浴場やスキー場等観光客の多い地域では、これらの観光客の収容も考慮して避難地等を整備すること。

《参考》

阪神・淡路大震災の事例や他県の整備状況では、避難地で1～2㎡/人程度、収容避難所で3㎡/人程度が目安とされている。

ウ 延焼、地すべり等二次災害の危険性のないこと。収容避難所は十分な耐震強度を確保すること。

エ 都市公園等の避難地等の指定にあたっては、火災の輻射熱を考慮した広さを確保すること。

オ 危険物を取り扱う施設等が周辺にないよう配慮すること。

カ 人員・物資の輸送用車両が直接乗り入れられるよう、広幅員の道路に面するか、十分な幅員のアプローチを確保するよう努めること。

(3) 避難路の安全確保

市町村は、避難地等に至る避難路の安全を確保するため、次の事項に留意する。

ア 避難地等へ至る主な経路となることが予想される複数の道路について、十分な幅員の確保と延焼防止、崖崩れ防止等のための施設整備に努めること。

イ 地区内のその他の道路についても、道路に面する家屋や構築物等が災害発生時の避難の支障となる箇所の有無をあらかじめ点検し、その結果を住民に周知すること。

(4) 避難地等及び避難方法の事前周知

市町村は、避難地等を指定したときは、次の方法等により住民にその位置及び避難に当たっての注意事項等の周知徹底を図る。

ア 避難誘導標識、避難地案内板等の設置

イ 広報誌、ハザードマップ、チラシ配布

ウ ホームページへの掲載

エ 防災訓練等の実施

4 避難勧告等発令判断基準の明確化

市町村は、災害時に適切な避難勧告等ができるようあらかじめ明確な判断基準の設定に努める。

また、避難勧告等の発令判断、伝達を適切に実施するため、判断基準や伝達方法を明確にしたマニュアルを作成するものとする。

5 避難地等に係る施設、設備、資機材等の整備

市町村は、避難地等及び避難路について、その管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設、設備及び資機材等の整備に努める。

(1) 避難地等及び避難路の耐震化

(2) 断水時でも使用可能なトイレ、非常用電源設備を備えた構内放送・照明設備、電話不通時や輻輳時にも使用可能な通信機器、放送設備等避難者への情報伝達に必要な設備等の整備

(3) 給水用資機材、炊き出し用具（燃料）及び毛布等の生活必需品のほか積雪期・寒冷期を考慮した暖房器具の配備

(4) 災害時要援護者等に配慮した避難地等への誘導標識の整備と避難施設のバリアフリー化等の環境整備

(5) 避難者の長期滞在に備えた環境整備

6 災害時要援護者の避難支援計画

市町村は、災害時要援護者の避難支援体制を整備するため、災害時要援護者避難支援プランを作成するものとする。

7 防災上特に注意を要する施設の避難計画

(1) 多数の災害時要援護者が利用する施設

学校、幼稚園、保育所、病院及び社会福祉施設の管理者は次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 地域の実情に応じた避難地等（市町村指定の避難地等）、避難経路、誘導及びその指示伝達の方法

イ 入院患者及び自力避難の困難な災害時要援護者等の避難誘導方法並びに自主防災組織・事業所等との協力体制

ウ 集団的に避難する場合の避難地等の確保、保健衛生対策及び給食の実施方法

エ 保護者等への安否の連絡及び引き渡し方法

(2) 不特定多数の者が利用する施設

高層建築物、百貨店等大規模小売店舗、興行場、ホテル、旅館、駅その他不特定多数の者が利用する施設の設置者又は管理者は、次の事項を考慮し避難計画を策定しておく。

ア 施設内外の被災状況等についての利用者への的確な伝達

イ 利用者の施設外への安全な避難誘導

ウ 避難場所に係る市町村等との事前調整

(3) 地下空間を有する施設

地下通路など地下空間を有する施設の管理者は、次の事項を考慮し、あらかじめ避難計画を策定しておく。

ア 利用者の施設外への安全な避難手段の確保

イ 利用者に対する地下空間が有している危険性の周知

第8章 津波災害予防計画

1 計画の概要

本県沿岸2市1町の住民、海水浴等地理・地形に不案内な観光客、災害時要援護者及び海事関係者並びに沿岸の集落、公共施設及び船舶等を、津波による被害から防止するために、防災関係機関が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 津波防災対策の推進	① 避難対象地域、避難場所等の指定 ② 津波ハザードマップの整備 ③ 広域的な津波防災対策の推進
2 津波情報等の伝達体制の整備	① 情報の伝達体制 ② 津波予報及び情報の伝達方法 ③ 津波監視体制の整備
3 津波避難計画の策定	① 一般住民の避難行動 ② 海水浴客等の避難誘導 ③ 災害時要援護者施設等における避難行動 ④ 船舶等の避難対策
4 津波防災訓練の実施	① 一般住民の津波防災訓練 ② 教育機関における津波防災訓練 ③ 災害時要援護者施設における津波防災訓練 ④ 船舶等の津波防災訓練
5 施設等の整備 等	① 施設等の整備促進 ② 日常および災害時の点検・応急対策

3 津波防災対策の推進

(1) 避難対象地域、避難場所等の指定

沿岸市町は、県が平成7年度に実施した「山形県津波対策基礎調査」の津波浸水域予測図等を基に、避難対象地域、避難場所、避難路等を指定するとともに、統一的な図記号等を利用した分かりやすい案内板等を設置するなど、日頃から住民等に対し周知を図る。

特に、周囲に高台等がない地域では、堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める。

また、沿岸市町は、自主防災組織等の地域住民が主体となって、より実情に即した避難計画を定めるよう支援していく。

(2) 津波ハザードマップの整備

沿岸市町は、津波浸水域予測図等に基づいて避難地、避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い、住民等に対し周知を図る。

(3) 広域的な津波防災対策の推進

県庄内総合支庁、沿岸市町及び酒田海上保安部等防災関係機関は、庄内地域地震・津波等災害対策連絡協議会（津波対策部会）等により連携・協力し、津波防災訓練の定期的な実施や津波避難計画等の策定など、広域的な津波防災対策を推進する。

4 津波情報等の伝達体制の整備

(1) 情報の伝達体制

情報の混乱や誤った情報の伝達は二次災害発生の原因となるため、防災関係機関は正確な情報伝達体制を確立する必要がある。

ア 津波予報伝達の迅速化・確実化

防災関係機関は、所定の情報の伝達・連絡手段を整備点検し、沿岸市町への津波予報伝達が迅速かつ確実にできるよう体制の確立を図る。

沿岸市町は住民等への津波予報伝達手段として、市町村防災行政無線や衛星防災情報受信装置の整備を推進するとともに、サイレン、半鐘及び広報車等多様な通報・伝達手段を確保し、住民や海岸利用者への伝達の徹底を図る。

また、沿岸市町は、市町村地域防災計画に津波予報や避難指示の伝達方法、手段等について明示する。

イ 伝達協力体制の整備

沿岸市町は、沿岸部に職場がある漁業協同組合や事業者、多くの人出が予想される海水浴場の管理者及び自主防災組織等とあらかじめ津波予報の伝達に関し協議を行い、これら関係者との協力体制を確立する。

(2) 津波予報及び情報の伝達方法

第3編第2章第2節「津波予報・地震情報等伝達計画」による。

(3) 津波監視体制の整備

沿岸市町は、震度4以上の地震を感じたとき又は震度4未満の地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、緊急情報衛星同報受信装置、防災関係機関の情報及びテレビ・ラジオ等放送機関を通じて発表される津波情報を入手し、津波による浸水が発生すると判断した場合は、速やかに海浜に居る者や海岸付近の住民等に避難のための立ち退きを指示する。

5 津波避難計画の策定

沿岸市町、災害時要援護者施設等の管理者及び酒田海上保安部は、次の点に留意して津波避難計画を策定し、住民等に対し周知徹底する。

(1) 一般住民の避難行動

沿岸市町は、過去の津波記録、津波浸水域予測図等を勘案して集落単位で安全な避難場所や避難経路を指定するとともに、特に津波については、個人の避難行動が重要であることから、津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い、避難方法等を住民に対し広く啓蒙する。

また、災害時要援護者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら平常時より避難誘導体制の整備を図るとともに、自主防災組織や警察の協力を得て、避難者の掌握や必要な応急救護活動を実施するための体制整備を図る。

(2) 観光客等の避難誘導

沿岸市町は、観光客等地理・地形に不案内な利用者の人出が予想される施設の管理者、事業者及び自主防災組織等と、あらかじめ津波に対する避難誘導についての協議を行い、情報伝達及び避難誘導の手段を定める。

また、場所に応じて、案内板等により地形や津波に関する特徴を周知する。

(3) 災害時要援護者施設等における避難行動

災害時要援護者施設等の管理者は、津波に対して安全な避難場所を確保するとともに、必要に応じて、鉄筋コンクリート等の強固な建物を、緊急避難施設として指定する。

また、災害時要援護者の避難誘導について、自主防災組織や地域住民から協力を得られるよう体制の整備に努める。

(4) 船舶等の避難対策

ア 酒田海上保安部は、海事関係者に対し、日頃から訪船及び海難防止講習会等により津波の危険性、津波来襲時の船舶の避難時期・方法等について指導啓発を行うとともに、港外へ避難する船舶の避難誘導や交通整理に関する計画を定める。

イ 海事関係者は、情報伝達的手段及び船舶等を避難させる場合の迅速かつ適切な方法等について検討し、避難計画を定めておく。

6 津波防災訓練の実施

県、沿岸市町及び防災関係機関は、津波発生時の被害を軽減するため、迅速かつ確に津波に対する防災活動が行えるよう、相互に協力して津波予報、避難指示等の情報伝達訓練、津波避難訓練等の津波防災訓練を、避難対象地域の関係機関、自主防災組織、地域住民等を含めて定期的に実施する。特に、津波からの避難は、個人による自主的な行動が重要となることから、その啓発を重視して取り組む。

(1) 地域住民による津波防災訓練

沿岸市町は、津波による被害のおそれのある地域の住民に、日常から避難場所や避難経路を周知するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。また、地域住民による自主防災組織等の組織化を推進する。

(2) 教育機関における津波防災訓練

ア 教育機関においては、日常の教育で津波に対する避難方法を教えるとともに、個人避難ができるよう定期的に津波防災訓練を行う。

イ 野外活動時の津波避難対策として、引率者に津波に対する心構えを周知する。

(3) 災害時要援護者施設等における津波防災訓練

災害時要援護者施設等においては、防災関係機関を含めて防災体制を組織化するとともに、定期的に津波防災訓練を実施する。

(4) 船舶等の津波防災訓練

酒田海上保安部、県及び沿岸市町等関係機関は、船舶及び海洋レジャー関係者等の避難活動が迅速かつ確に行われるよう、総合防災訓練等の実施に併せて船舶等の避難訓練を実施し、津波来襲時における船舶等の避難の時期及び避難方法等について周知啓発に努める。

7 施設等の整備

(1) 施設等の整備促進

河川海岸や港湾等施設は、津波災害から住民の生命・財産を守る根幹施設となるため、各施設の管理者等は、想定される津波災害に対する既存施設等による防護効果を適正に評価した上で、津波対策施設や緊急避難施設等の新設・改良の促進を図る。

(2) 日常および災害時の点検・応急対策

各施設の管理者等は、日常および災害時の点検・応急対策を迅速かつ的確に実施するため、地震に備えた各施設の点検要領を定めておく。

第9章 救急・救助体制整備計画

1 計画の概要

大規模地震が発生し、建物の倒壊や火災等が同時多発する現場で、多数の被災者を迅速かつ的確に救出・救助するため、防災関係機関が連携して実施する初期活動から救急搬送までの活動体制の整備について定める。

2 計画の体系

項目	概要
1 自主防災組織の対策	① 情報の収集・伝達体制の確立 ② 防災訓練の実施 ③ 防災用資機材の整備
2 市町村及び消防機関の対策	① 住民に対する防災意識の啓発 ② 民間等による救急・救助支援体制の確保 ③ 消防組織の救急・救助体制の整備 ④ 情報収集体制の整備 ⑤ 救急・救助活動における交通確保 ⑥ 医療機関との情報伝達体制の整備 ⑦ 応援受入体制の確立
3 県の対策	① 救急隊員の養成 ② 救急連絡体制の確立 ③ 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立
4 県警察本部の対策	① 被災情報の収集・伝達体制の確立 ② 救助用装備資器材の整備
5 酒田海上保安部の対策	① 海上災害の情報収集・連絡体制の整備 ② 海上における捜索救助体制の確立 ③ 海上における救急搬送の支援

3 自主防災組織の対策

(1) 情報の収集・伝達体制の確立

地域における要救助者の発生状況等を、速やかに市町村又は消防機関、警察署若しくは酒田海上保安部に通報するとともに、これら防災関係機関の避難の勧告・指示等を、速やかに地域住民に伝達する体制を確立する。

(2) 防災訓練の実施

防災関係機関が要救助現場に到着するまでの間、自主防災組織が迅速かつ的確に救助活動を展開することが極めて重要であることから、平時において、消火活動や損壊した建物による生理者の救助活動等について十分な訓練を行う。

(3) 防災用資機材の整備

救助活動に必要となるチェーンソー、エンジンカッター及び簡易ベッド等の資機材を、市町村の支援を受けて、地域の防災拠点や指定避難所等に整備するよう努める。

4 市町村及び消防機関の対策

(1) 住民に対する防災意識の啓発

救助訓練、応急手当の普及啓発活動等を実施し、住民の防災意識の高揚を図る。また、災害時要援護者の避難誘導等が円滑に行われるよう、その実施方法を検討し確立しておく。

(2) 民間等による救急・救助支援体制の確保

同時多発する建物倒壊や火災等に備え、地元建設業者等から、救助活動に必要な重機や操作要員の派遣が受けられるよう協定を締結する等体制を整備する。

また、消防団の救急・救助活動に係る教育訓練を積極的に行うとともに、消防団におけるハンマー、ジャッキ、チェーンソー及び無線機器等の救急・救助用資機材の整備に努める。

(3) 消防組織の救急・救助体制の整備

ア 常備消防組織

市町村は、救急隊員、救助隊員の専任率の向上を図るとともに、救急隊員としてより高度な応急措置を行うことができる救急救命士の育成及び高規格救急自動車、救助工作車等の救急・救助用資機材の整備に努める。

イ 消防団

市町村は、消防団活動に参加しやすい環境整備（機能別分団・団員、大学生団員、女性団員の拡充等）による消防団員の入団促進や消防団協力事業所表示制度の活用などにより消防団活性化対策を総合的かつ計画的に推進する。さらに、消防団が災害発生時に一刻も早く災害現場に到着することができるよう、団員の連絡・参集体制の整備・充実を図るとともに、地域住民と協力して一人でも多くの人員で救急・救助活動を行えるよう、日頃から地域住民と連携した初動体制の確立に努める。なお、日中地域外で就業している消防団員の参集・活動体制について検討を進める。

(4) 情報収集体制の整備

ア 防災関係機関の連携

救助の対象となる被災者の発生情報は、災害応急対策において最も重要な情報項目であることから、市町村及び消防組織は自らの活動によりこれを迅速に把握するとともに、地域住民や自主防災組織、警察機関、酒田海上保安部及び県等と適切に情報交換できる体制を整備する。

イ 民間組織の協力

公衆通信網等が途絶した場合に備え、CATV、コミュニティFM等のメディア活用を検討するとともに、（社）日本マチュア無線連盟山形県支部との災害時応援協定に基づいたアマチュア無線局との情報収集伝達訓練などを通して、災害時における多様な通信手段の確保や情報収集伝達体制の充実強化を図る。

また、各地域のタクシー会社とも、通行中に発見した要救助者の通報について協力が得られるよう体制を整備しておく。

(5) 救急・救助活動における交通確保

被災者を的確に救助するためには、消防機関等が一刻も早く災害現場に駆けつけ、救出した被災者を迅速に医療機関に搬送することが重要であるので、建物等の崩壊や道路の損壊等により通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察や道路管理者と協議し定めておく。

また、沿岸部の漁村集落が道路損壊等により孤立した場合における、漁船等の海上交通手段の確保についても、体制の整備を進める。

(6) 医療機関との情報伝達体制の整備

多数の救出者を迅速かつ的確に医療機関に救急搬送するため、緊急患者受入の確認方法等、医療機関との情報伝達体制について協議し定めておく。

(7) 応援受入体制の確立

同時多発災害に自己の消防組織等のみで対応できない場合、関係法令や協定等に基づく他市町村の消防機関、警察及び自衛隊への応援要請について、その順位や手続き等をあらかじめ定めて確認しておく。

また、これら応援に駆け付ける関係機関の受入体制のうち、特に被災者に関する情報の集約、活動区域の分担及び災害現場への応援部隊の誘導方法等について、協議し確立しておく。

5 県の対策

(1) 救急隊員の養成

県消防学校における救急隊員の教育訓練の高度化及び市町村の行う救急救命士の養成に対する支援に努める。

(2) 救急連絡体制の確立

国が計画している広域災害・救急医療情報システムの導入を検討する等、行政・消防・医療機関等の間における情報通信体制の整備に努める。

(3) 消防防災ヘリコプターの運用方法の確立

救出された重傷者等を医療機関に搬送する場合や、海上等における捜索・救助活動における消防防災ヘリコプターの運用方法を、関係機関と協議し確立しておく。

6 県警察本部の対策

(1) 被災情報の収集・伝達体制の確立

災害警備本部は、被害状況を迅速に把握し、的確な災害応急対策を講じるため、ヘリコプターテレビシステム等の整備充実に努める。

(2) 救助用装備資器材の整備

被災者の救助活動に必要なレスキュー車、投光車等警備活動用車両のほか、チェーンソー、エアジャッキ、及びスコップ等の救助資器材を整備する。

7 酒田海上保安部の対策

(1) 海上災害の情報収集・連絡体制の整備

海上における災害状況の早期把握に努め、防災関係機関への伝達手段等を整備しておく。

(2) 海上における捜索救助体制の確立

海難に遭遇した船舶等に対して迅速かつ的確な捜索救助活動を実施できる体制を確立しておく。

(3) 海上における救急搬送の支援

県等から要請があった際の傷病者、医師等の緊急輸送及び飲料水、食料等の救援物資の輸送支援体制を確立しておく。

第10章 火災予防計画

1 計画の概要

地震による二次災害としての火災発生の未然防止と被害の軽減を図るために、市町村や消防機関等が実施する火災予防体制の整備等について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 出火防止	① 一般対策 ② 家庭に対する指導 ③ 防火対象物に対する指導 ④ 定期点検報告制度等の実施指導
2 消防用設備等の適正な維持管理指導	
3 初期消火体制の強化	① 自主防災組織の対策 ② 消火訓練の実施
4 消防施設等の整備	① 市町村による消防施設等の整備 ② 防火管理者による消防施設等の整備 ③ 自主防災組織における消防施設等の整備

3 出火防止

(1) 一般対策

ア 県、市町村及び消防機関は、広報活動により火災予防思想の普及啓発に務める。

イ 市町村及び消防機関は、火災の発生を防止するため、対震安全装置付石油暖房器具の普及、建築物の内装材料等の不燃化を指導する。

ウ 消防機関は、飲食店、百貨店等の不特定多数の者が利用すると予想される防火対象物及び工場等で多数の火気を使用する防火対象物について、重点的に予防査察を実施する。

(2) 家庭に対する指導

ア 市町村及び消防機関は、地域の自主防災組織等を通じて一般家庭に対し火災発生防止対策、消火器の整備と取扱いの指導及び初期消火活動の重要性を周知徹底する。

(ア) 地震発生時の対策

- a ガスの火を消し、元栓を閉める。
- b ストープの火を消す（対震自動消火装置付ストーブの設置）。
- c 電力復旧時の火災発生を防止するため、電気のブレーカーを切る。

(イ) 平常時の対策

- a 消火器、消火バケツ等の消火用器材の普及
- b 住宅用火災警報器、ガス漏れ警報器、マイコンメーター等の普及
- c 可燃物（灯油、食用油、ヘアスプレー等）の保管場所の点検

(3) 防火対象物に対する指導

市町村及び消防機関は、消防法に基づき防火管理を行わなければならない防火対象物については、防火管理者を選任させる。

(4) 定期点検報告制度等の実施指導

市町村及び消防機関は、防火対象物で一定規模以上の収容人員のあるもの、または特定の防火対象物（映画館、風俗営業店、飲食店、百貨店、旅館・ホテル、病院等の不特定多数の者が利用するもの）のうち一定の基準に適合するものには、防火対象物定期点検報告制度（セイフティマーク）等に基づく点検報告を実施させることにより、利用者の安全を確保する体制を確立する。

4 消防用設備等の適正な維持管理指導

ア 市町村及び消防機関は、病院、社会福祉施設等災害時要援護者が利用する防火対象物に、スプリンクラー設備等の消防設備等の適正な設置を指導する。また、それ以外の防火対象物についても、法令等の規定による消防設備等の設置を完全に履行させ、その適正な維持管理を指導する。

イ 県、市町村及び消防機関は、防火管理者、消防設備士及び消防設備点検資格者を養成、指導する。

5 初期消火体制の強化

(1) 自主防災組織の対策

ア 自主防災組織は、火災の発生状況を、速やかに消防機関、市町村等に通報する体制を確立する。

イ 自主防災組織は、耐震性貯水槽、可搬式小型動力ポンプ等を使用した消火活動計画を定めるとともに、消火訓練等を通じてこれらの消防施設等の使用方法を習得しておく。

(2) 消火訓練の実施

消防機関は、防火管理者をおく事業所に対しては、消防計画に基づく各種訓練等を通じ、初期消火体制の確立を指導する。それ以外の事業所及び住民に対しては、地域における自主的な消火訓練を実施するよう指導するとともに、広報資料を配布する等により、初期消火体制を強化する。

6 消防施設等の整備

(1) 市町村による消防施設等の整備

市町村は、市町村消防計画に定めるところに従い、消防力の整備指針を満たすように消防施設、設備及び資機材等の整備を推進するとともに、常に整備点検を行い適切に使用できる状態を保つ。

また、地震発生時における同時多発火災や大規模火災等に対応するため、防火水槽や耐震性貯水槽、自然水利等の多面的な消防水利の整備に努める。

(2) 防火管理者による消防施設等の整備

防火管理者は、その消防計画に定めるところに従い、消防用設備等の整備及び点検を行う。

(3) 自主防災組織における消防施設等の整備

市町村は、「自主防災組織整備事業」、「コミュニティ助成事業（自主防災組織育成助成事業）」等を活用し、自主防災組織における防火関連資機材及び施設等の整備に努める。

第 1 1 章 医療救護体制整備計画

1 計画の概要

大規模災害時に発生する多数の傷病者に対して、困難な条件の下で適切な医療を提供するため、県、市町村、医療関係機関が実施する医療救護体制の整備について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 医療関係施設の役割	① 医療救護所 ② 一般医療機関 ③ 災害拠点病院等 ④ DMA T 指定病院
2 医療関係施設の整備等	① 医療関係施設の整備 ② 医療救護所設置場所の確保 ③ I T を活用した災害時の情報収集体制の整備
3 医療救護活動体制の整備	① 医療救護班及びDMA T 派遣体制の整備 ② 防災マニュアルの整備 ③ 災害時医療救護マニュアルの整備
4 医療資器材供給等体制の整備	① 医療資器材の確保等 ② 医療資器材搬送体制の整備

3 医療関係施設の役割

災害時の医療関係施設

災害時において、傷病者に応急処置・医療を提供する被災地内外の医療関係施設（右表参照）は、次の業務を行う。

被災地内	被災地外
傷病者に医療を提供する。	被災地から搬送された重篤者を主とする重傷者に医療を提供する。または被災地へ医療救護班及びDMA T を派遣する。
① 市町村が設置する医療救護所 ② 一般医療機関 ③ 災害拠点病院等 ④ DMA T 指定病院 ⑤ その他自衛隊等により設置される臨時の医療施設	① DMA T 指定病院 ② 災害拠点病院等 ③ 一般医療機関

(1) 医療救護所

医療救護所は、市町村が設置し、トリアージ及び応急処置を行う。また、後方病院への搬送については、消防機関が行う。

(2) 一般医療機関

一般の医療機関は、可及的速やかに被災傷病者やその他の救急患者への医療を行う。

(3) 災害拠点病院等

災害拠点病院及び山形大学医学部附属病院は、重傷傷病者等の受入れや広域搬送に対応するほか、医療救護班の派遣を行う。

(4) DMAT指定病院

DMAT指定病院は、被災地内外で現場活動、病院支援、域内搬送及び広域医療搬送を行う災害派遣医療チーム（DMAT）の派遣を行う。

4 医療関係施設の整備等

(1) 医療関係施設等の整備

県、市町村及び医療施設、医療関係団体は、災害時において医療救護活動が円滑に行われるよう、医療関係施設及び設備等の整備を図る。県は、災害拠点病院及びDMAT指定病院の整備を重点的に推進していく。

(2) 医療救護所設置場所の確保

市町村は、次の事項に留意して災害時における医療救護所の設置予定場所をあらかじめ定め、市町村地域防災計画に掲載して地域住民や防災関係機関に周知するとともに、地域の医療機関や医師会等関係団体に対して情報提供を行う。

ア 設置場所

- (ア) 二次災害の危険のない場所であること。
- (イ) 傷病者搬送のための道路に直接アクセスできる場所であること。
- (ウ) 住民等に比較的知られている場所であること。
- (エ) ヘリコプターの緊急離着陸が可能な場所に近接していること。

イ 設置スペース

冬季間の積雪・厳寒を考慮し、トリアージ、治療及び搬送待合の各スペースが屋内に確保できる建物。

ウ 設置数

災害現場から徒歩で搬送可能な範囲が適当であることを考慮し、概ね人口1万人に1カ所、中学校の学区程度に1カ所程度を目安とする。

(3) ITを活用した災害時の情報収集体制の整備

ア 広域災害情報システム

県及び災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「広域災害情報システム」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

イ 山形県医療機関情報ネットワーク

県、市町村、医療施設、医療関係団体等は、災害時に医療施設の診療状況等を迅速に把握するため、「山形県医療機関情報ネットワーク」を活用し、適切な災害時医療提供体制を構築する。

5 医療救護活動体制の整備

(1) 医療救護班及びDMAT派遣体制の整備

県は、災害拠点病院、県立病院（災害拠点病院に指定されている病院を除く。）、山形大学医学部付属病院、県医師会、日本赤十字社山形県支部等（以下「派遣元」という。）の協力を得て、市町村からの要請により、医療救護所において医療救護に従事する医療救護班を派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

また県は、DMAT指定病院の協力を得て、被災地内外で現場活動、域内搬送、病院支援及び広域医療搬送を行う専門的な研修を受けた機動性を持つDMATを派遣するための体制をあらかじめ整備しておく。

医療救護班及びDMATの人員構成は、1班につき概ね医師1～2名、看護師1～2名、業務調整員1～2名、計5名程度とし、それぞれの派遣元の決定するところによる。医療救護班の装備・服装・携帯品等は、自己完結型の医療活動に適したものを旨とする。

(2) 各医療機関における防災マニュアルの整備

医療機関は、その実情に応じ、二次災害の防止、被害状況の確認、職員の参集、緊急の診療場所・患者収容場所の確保等についての防災マニュアル等を整備し、災害時の活動体制を確立するよう努める。

(3) 災害時医療救護マニュアルの整備

災害時における医療救護活動を円滑に実施するため、県（本庁及び保健所）、市町村、医療機関及び関係団体等の具体的な行動指針となるマニュアルを整備する。

6 医療資器材供給等体制の整備

(1) 医療資器材の確保等

県は、山形県医薬品卸業協会等の関係団体と協力・連携して、流通備蓄により、災害時に必要となる医薬品・医療資器材を確保する。災害時に不足するおそれのある輸血用血液については、日本赤十字社山形県支部と連携し確保する体制を整備する。

また、病院等で被災し損傷した医療機器について、速やかな修理等が行われるよう関係団体とあらかじめ調整を行う。

市町村は、その有する自治体病院等において、災害時に医療救護所等において必要となる医薬品・医療資器材等を確保するよう努める。

(2) 医療資器材搬送体制の整備

備蓄した医薬品・医療資器材及び県外から提供された医薬品・医療資器材等が、傷病者の医療救護のため必要な医療機関・医療救護所に速やかに提供できるよう、一時集積配分拠点等を確保するとともに、搬送体制の確立に努める。

第 1 2 章 地震防災施設等整備計画

1 計画の概要

県及び市町村等が、地震防災上特に必要な施設及び資機材を整備するための計画について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 整備対象施設等	① 消防施設の整備 ② 防災資機材の整備 ③ 防災活動拠点施設の整備
2 地震防災緊急事業五箇年計画の推進	① 計画期間 ② 対象事業 ③ 計画事業費等

3 整備対象施設等

(1) 消防施設の整備

市町村は、地震が発生した場合に、消火栓の使用不能や消防ポンプ自動車の進入不能等消火活動に支障をきたす事態の発生が予想されるので、耐震性貯水槽、プール及び自然水利等多様な消防水利の整備並びに可搬式動力ポンプの整備を推進する等、消防力の基準等に基づき消防施設の計画的な整備充実を図る。

(2) 防災資機材の整備

県及び市町村等の防災関係機関は、震災初動期に対処するための応急資機材を中心に、防災資機材の整備充実を図る。

ア 自主防災組織等が使用する資機材

市町村は、総務省消防庁の補助事業等を活用する等により、住民が緊急時の救助等に使用する資機材を、自主防災組織の単位ごとにきめ細かく配置する。

イ 県及び市町村における防災資機材の整備

県及び市町村は、災害発生時の応急活動に必要な次の資機材の整備に努める。

(ア) 県が整備する資機材

- a 防災拠点へ配置する防災資機材
- b 消防防災ヘリコプター用資機材
- c 水防用資機材

(イ) 市町村が整備する資機材

- a コミュニティ防災拠点へ配置する資機材
- b 消防本部等が使用する救助用資機材
- c 水防用資機材

(3) 防災活動拠点施設の整備

市町村は、耐震性構造の防災センター等を整備し、災害発生時の防災活動の拠点として、また、平常時には住民に対する防災教育、訓練の場として活用するとともに、当該施設に緊急対策や災害復旧に必要な防災資機材等の整備を進める。

4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進

県及び市町村は、地震防災上緊急に整備すべき施設等について、地震防災対策特別措置法第2条第1項に規定する地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、計画的に整備を推進する。

(1) 計画期間

第3次五箇年計画平成18年度～平成22年度

(2) 対象事業

県地域防災計画に定められた事項のうち、次に掲げる施設等の整備であつて、主務大臣の定める基準に適合するもの（市町村事業を含む。）。

ア 避難地

イ 避難路

ウ 消防用施設

エ 消防活動が困難である区域の解消に資する道路

オ 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設(港湾法第2条第5項第2号の外かく施設、同項第3号のけい留施設及び同項第4号の臨港交通施設に限る。)又は漁港施設(漁港法第3条第1号イの外郭施設、同号ロの係留施設及び同条第2号イの輸送施設に限る。)

カ 共同溝、電線共同溝等の電線及び水管等の公益物件を収容するための施設

キ 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

ク 社会福祉施設のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

ケ 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

コ 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築または補強を要するもの

サ キ～コマまでに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの

シ 津波により生ずる被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸法第2条第1項に規定する海岸保全施設又は河川法第3条第2項に規定する河川管理施設

ス 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの

セ 地震災害発生時に、災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設

ソ 地震災害発生時に、迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備

タ 地震災害発生時における飲料水及び電源等を確保し、被災者の生活を維持するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール及び自家発電設備その他の施設又は設備

チ 地震災害発生時に必要となる非常用食糧及び救助用資機材等の物資の備蓄倉庫

ツ 地震災害発生時に、負傷者を一時的に収容及び保護するために必要となる救護設備又は資機材

テ 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

ト その他、地震防災上緊急に整備すべき施設等であつて政令で定めるもの

(3) 計画事業費等

地震防災対策特別措置法 第3条第1項各号		事業量	事業費 (単位：百万円)
1号	避難地	—	—
2号	避難路	2.03Km 6箇所	10,161
3号	消防用施設	469箇所	6,803
4号	消防活動用道路	—	—
5号	5-1号 緊急輸送道路	29.5km 138箇所	53,024
	5-2号 緊急輸送交通管制施設	15箇所	33
	5-3号 緊急輸送ヘリポート	—	—
	5-4号 緊急輸送港湾施設	1港湾 1バース	780
	5-5号 緊急輸送漁港施設	—	—
6号	共同溝等	5.2Km 11箇所	17,908
7号	医療機関	—	—
8号	社会福祉施設	—	—
9号	公立小中学校	78校 226棟	23,386
	9-1号 校舎	53校 192棟	18,968
	9-2号 屋内運動場	25校 34棟	4,418
10号	公立盲学校等	9校	405
11号	公的建造物	—	—
12号	12-1号 海岸保全施設	2海岸 2645m 9水門	447
	12-2号 河川管理施設	—	—
13号	13-1号 砂防設備	42溪流	4,397
	13-2号 保安施設	16箇所	886
	13-3号 地すべり防止施設	29箇所	4,382
	13-4号 急傾斜地崩壊防止施設	26箇所	2,198
	13-5号 ため池	13箇所	1,679
14号	地域防災拠点施設	—	—
15号	防災行政無線	7箇所	1,971
16号	水・自家発電設備等	2基	200
17号	備蓄倉庫	1箇所	5
18号	応急救護設備等	—	—
19号	老朽住宅密集対策	—	—
総事業費			128,665

第 13 章 防災用通信施設災害予防計画

1 計画の概要

防災関係機関が、災害発生時の通信手段確保のために実施する情報通信施設の災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 防災用通信施設の整備	① 防災関係機関の無線通信施設 ② 山形県防災行政無線 ③ 市町村防災行政無線
2 通信施設の災害予防措置	① 停電対策 ② 耐震・障害対策 ③ 運用対策
3 通信機器の配備	
4 電気通信設備等の活用	

3 防災用通信施設の整備

(1) 防災関係機関の無線通信施設

県内で整備されている通信網としては、山形県防災行政無線網、警察無線通信回線網、水防・道路用無線通信回線網、海上保安用通信回線網及び各消防本部等の消防無線通信施設がある。

また、都道府県と消防庁を結ぶ消防防災無線網、都道府県と内閣府等中央省庁とを結ぶ中央防災無線網（緊急連絡用回線網）が整備されている。さらに市町村では市町村防災行政無線設備が整備されている。

(2) 山形県防災行政無線

山形県防災行政無線は、地域における防災対策、応急救助及び災害復旧に関する業務を遂行するための情報通信を担うことを目的として設置されている。市町村、消防本部及び県関係機関等、防災関係機関 97 機関を無線回線（非常用電源完備）で結び、更には、衛星通信により消防庁及び都道府県間等との通信が可能となっている。これらシステムは、従来からの電話・ファクシミリに加え、災害映像を関係機関へ伝送できるが、高速大容量伝送に備え、今後、映像のデジタル化を進めていく。

(3) 市町村防災行政無線

市町村は、災害発生時に住民、地域防災関係機関及び生活関連公的機関等との間で、迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、次の通信施設の整備を推進する。また、緊急地震速報、津波警報等の迅速かつ的確な住民への情報伝達のため、全国瞬時警報システム（J-Alert）の整備に努める。

ア 同報系無線

地域住民に対する災害情報の周知徹底を図ることを目的とした、屋外拡声器及び戸別受信機による設備であり、津波情報を迅速かつ的確に伝達するため、特に沿岸 2 市 2 町における整備の促進が求められる。

イ 移動系無線

現地の被害状況を把握することを目的とした、市町村庁舎と災害現場等の間又は災害現場等相互の間の通信を行う車載型又は携帯型の無線設備

ウ 地域防災系無線

市町村災害対策本部が、医療やライフライン等地域住民に密着した災害情報を収集、伝達することを目的として、市町村、消防機関等の地域防災関係機関と病院、学校、電力及びガス供給会社等の生活関連公共機関との間の相互通信を担う設備

4 通信施設の災害予防措置

(1) 停電対策

商用電源停電時にも通信に支障のないよう、各通信施設に非常用発電設備及び直流電源設備等を整備する。

(2) 耐震・障害対策

通信鉄塔、局舎、通信設備及び機器等の耐震点検と補強、固定を行い耐震性を強化する。また、回線の多ルート化及び関連機器の二重化を推進し、災害に強い伝送路の構築に努める。

(3) 運用対策

通信施設を設置している機関は、災害時の通信の輻輳及び途絶を想定し、通信機器の操作や災害時の運用方法について訓練に努める。

通信施設は確実に使用できるよう、適切に保守、維持管理を行う。また、非常用発電設備については、災害発生時における商用電力の停止を想定し、保守点検及び操作訓練を定期的に行う。

5 通信機器の配備

災害現場における各機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備に努める。また、通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

6 電気通信設備等の活用

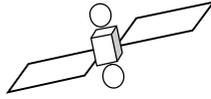
(1) 移動系通信設備

県、市町村は、災害時に有効な携帯電話・自動車電話等の電気通信事業用移動通信、業務用移動通信、アマチュア無線、衛星携帯電話等による移動通信系の活用体制について整備しておく。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

(2) 災害時優先電話

県、市町村防災関係機関は、東日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟しておく。

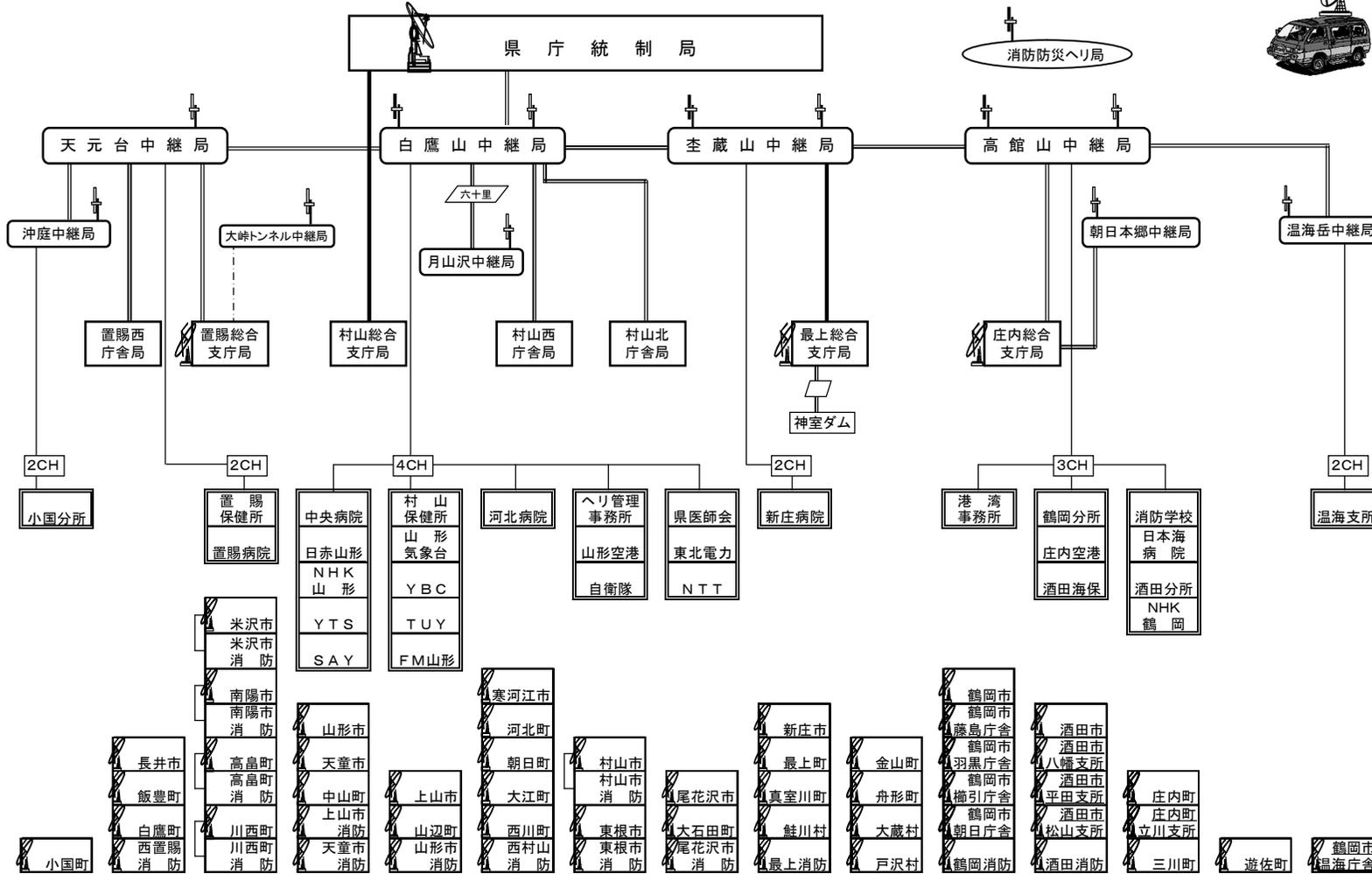
山形県防災行政無線回線構成図



地域衛星ネットワーク
(スーパーバード)

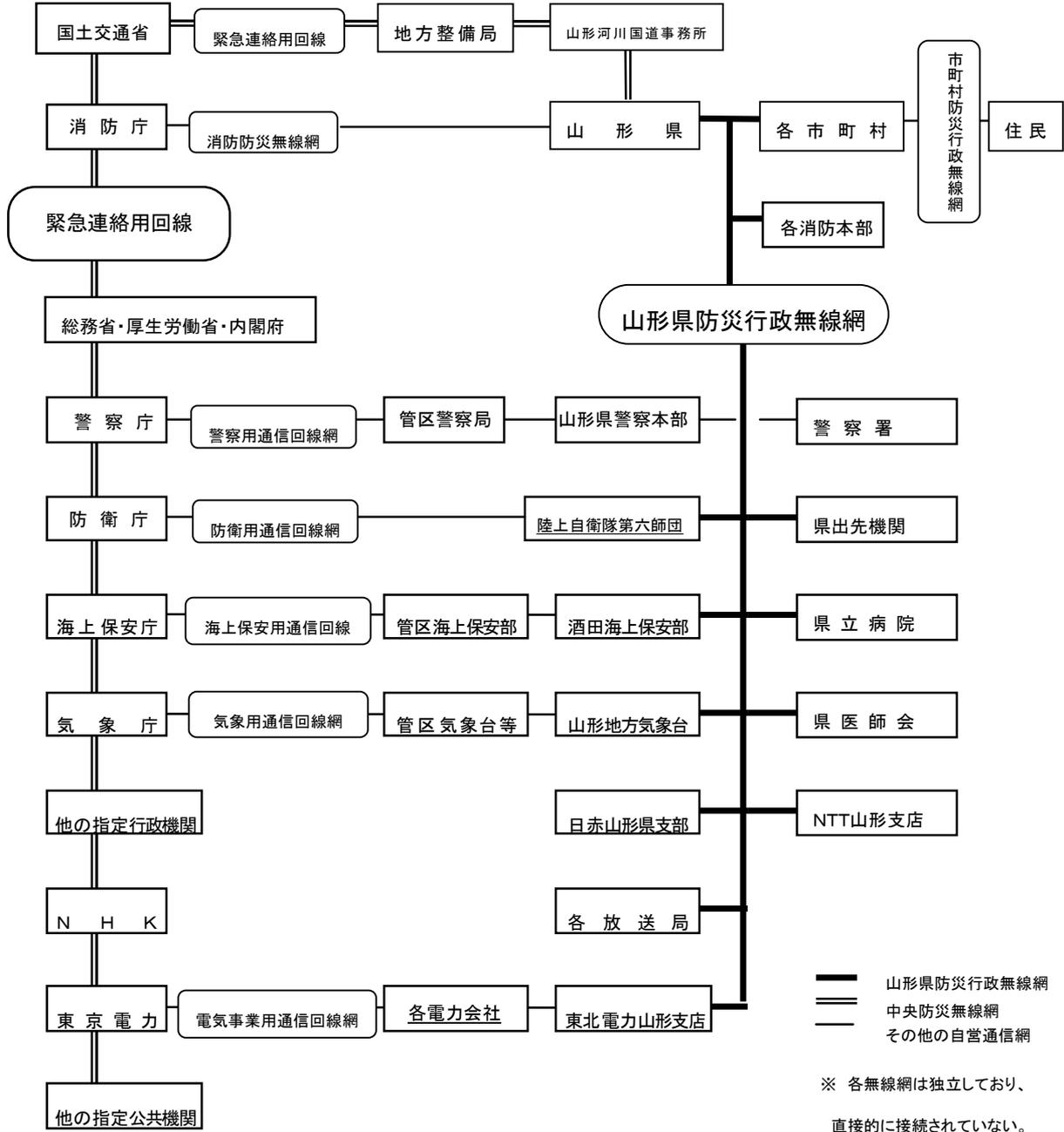


衛星車載局



- 凡例
- 衛星地球局 (県庁)
 - 衛星端末局
 - 地上端末局
 - 地上中継局
 - 全県移動基地局 (150MHz)
 - ヘリ無線基地局 (150MHz)
 - MCA回線チャンネル数 (400MHz)
 - 反射板
 - 12GHz多重回線
 - 7.5GHz多重回線
 - 400MHz MCA回線
 - NTT専用線

防災関係通信網の全体構成



第14章 地盤災害予防計画

1 計画の概要

地震により発生する崖崩れや地すべり等に起因する土砂災害の未然防止と、被害の軽減を図るために、県及び市町村等が実施する災害予防対策について定める。

2 計画の体系

項 目	概 要
1 災害危険箇所の調査・周知	① 危険箇所の調査・点検 ② 危険箇所の周知
2 地盤災害予防対策の推進	① 危険箇所の法指定 ② 地盤沈下の防止 ③ 災害防止対策工事の推進 ④ 警戒体制の確立 ⑤ 緊急連絡体制の確立 ⑥ 緊急用資機材の確保
3 軟弱地盤等液状化対策の推進	① 地盤液状化現象の調査研究 ② 地盤改良・液状化対策工法の普及
4 災害防止に配慮した土地利用の誘導	① 危険住宅等の移転推進 ② 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等
5 被災宅地危険度判定体制の確立	

3 災害危険箇所の調査・周知

(1) 危険箇所の調査・点検

県は、地すべり、がけ崩れ及び土石流等の土砂災害が発生するおそれのある箇所又は区域(以下「危険箇所」という。)について、地理的・社会的変化に対応できるよう、土砂崩壊発生の素因となる山腹、溪流及び斜面の状況を、地形・地質等を含め総合的かつ定期的に調査点検し、その危険度を把握する。

特に学校、病院、社会福祉施設など災害時要援護者が利用する施設が含まれる危険箇所の調査・点検を重視する。

(2) 危険箇所の周知

県は、これらの危険箇所を周知するため、関係市町村及び他の防災関係機関に資料及び情報の提供を行う。

市町村は、これらの危険箇所を市町村地域防災計画に明記するとともに、平成13年4月に施行された土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害警戒区域に指定された区域毎に警戒避難体制の整備に関する事項について定め、地域住民に周知徹底を図る。

4 地盤災害予防対策の推進

(1) 危険箇所の法指定

県は、危険箇所において災害防止施設の整備を推進するとともに、一定の行為を禁止・制限するため、対象地を関係法令に基づく指定箇所に指定する。

法令名	指定箇所名
砂防法	砂防指定地
地すべり等防止法	地すべり防止区域
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域
土砂災害防止法	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域
森林法	保安林
建築基準法	災害危険区域
宅地造成等規制法	宅地造成規制区域

(2) 地盤沈下の防止

地下水の過剰採取により地盤が不等沈下した地域では、地震による被害が拡大するので、県及び市町村は、山形県地下水の採取の適正化に関する条例等に基づき、地下水の適正採取を図る。

(3) 災害防止対策工事の推進

国、県及び市町村は、法指定を受けた危険箇所について、災害防止対策工事を積極的に推進する。

(4) 警戒体制の確立

県は、市町村と連携し、危険箇所の巡視・点検を強化して警戒体制を確立する一方、警戒・警報機材を整備し、情報を収集・伝達するためのネットワークの整備を図る。

(5) 緊急連絡体制の確立

県及び市町村は、緊急時における防災関係機関や自主防災組織との連絡体制を確立しておく。

(6) 緊急用資機材の確保

県及び市町村は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材を確保し、緊急時に備える。

5 軟弱地盤等液状化対策の推進

(1) 地盤液状化現象の調査研究

県及び市町村は、地盤の液状化現象に関する調査研究に努めるとともに、大学や各種研究機関における調査研究の成果を参考にし、液状化が予想される地域の分布状況等の資料やマップ等の整備に努める。

(2) 地盤改良・液状化対策工法の普及

県及び市町村は、地盤液状化の発生が予想される地域に対して、耐震基準の適用及び各種対策工法の普及に努める。

6 災害防止に配慮した土地利用の誘導

(1) 危険住宅等の移転推進

県及び市町村は、安全対策を検討のうえ、危険区域の居住者に宅地の改良や住宅移転の必要性を周知し、安全地域への移転を促進する。

(2) 危険箇所の禁止制限行為に対する審査体制の整備等

県は、災害防止に配慮した安全な土地利用を誘導するための審査指導体制を整備するとともに、開発事業者への各種法規制の徹底及び啓発・指導を行う。

7 被災宅地危険度判定体制の確立

県及び市町村は、大規模な地震により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害の防止又は軽減を図り、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定士を計画的に養成・登録し、宅地の被災状況を迅速かつ的確に把握してその危険度判定が実施できるよう、被災宅地危険度判定体制の確立に努める。